議 第 177 号 平成30年 6 月 4 日提出

熊本市都市公園条例の一部改正について

熊本市都市公園条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西一史

熊本市都市公園条例の一部を改正する条例

熊本市都市公園条例(昭和52年条例第32号)の一部を次のように改正する。

第24条中「及び白川公園」を「、白川公園及び植木中央公園運動施設」に改める。 第27条第3号ア中「及び田迎公園運動施設」を「、田迎公園運動施設及び植木中 央公園運動施設」に改める。

別表第1中「別表第1」を「別表第1(第10条関係)」に改める。

別表第2中「別表第2」を「別表第2(第10条関係)」に改める。

別表第3中「別表第3」を「別表第3(第10条関係)」に改める。

別表第4中「別表第4」を「別表第4(第6条、第10条関係)」に改める。

別表第5中「別表第5」を「別表第5(第6条、第10条、第27条の2関係)」 に改め、同表に次のように加える。 植木中央 | 植木中央公 | 1 専用使用料 公園運動 園

施設

(1) 施設使用料

区分		使用料				
		午前	午後	夜間	全日	
		から正午	午後1時 から午後 5時まで	から午後	から午後	
体育室		6,600円	8,800円	8,800円	28,600円	
多目的室	区画し ない場 合	3,600円	4,800円	4,800円	15,600円	
	3分の 1にする 場回 でき 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	1,200円	1,600円	1,600円	5,200円	

備考

- 1 使用時間の延長又は繰上げに係る使用料の 額は、1時間につき、各時間区分の1時間相当 額とする。各時間区分を連続して使用する場合 の各時間区分間に係る使用料の額についても 同様とする。
- 2 使用時間に1時間に満たない端数がある場 合は、1時間とみなす。
- 3 多目的室を3分の1に区画する場合の使用 は、会議等の用途に限る。

区分	使用料	
運動広場	1時間につき 840円	

備考 使用時間に1時間に満たない端数がある場 合は、1時間とみなす。

(2) 照明使用料

区分		使用料		
体育室	全部の点灯	1 時間につき	3,400円	
	2分の1の 点灯	1 時間につき	1,700 円	

備考 使用時間に1時間に満たない端数がある場合は、1時間とみなす。

2 一部使用料

区分			使用料		
体育室	ットボ		1面1時間につき 630円		
	ール	一般	1面1時間につき 1,260円		
	バレー ボール		1面1時間につき 460円		
		一般	1面1時間につき 920円		
	バドミントン		1面1時間につき 230円		
		一般	1面1時間につき 460円		
	卓球	高校生 以下	1台1時間につき 110円		
		一般	1台1時間につき 220円		
	-	バドミ て定め	ントンに係る使用料に準じ る額		
テニスコート		高校生 以下	1面1時間につき 300円		
		一般	1面1時間につき 600円		
		照明設 備	1面1時間につき 350円		
コインロッカー			1箱1回につき 50円		

備考

- 1 使用時間に1時間に満たない端数がある場合は、1時間とみなす。
- 2 「高校生以下」とは、高等専門学校の学生、高

等学校及び中学校の生徒、小学校の児童並びにこ
れらに準ずる者並びに満3歳から小学校就学の
始期に達するまでの者をいう。

3 「一般」とは、一般人並びに大学の学生及びこれに準ずる者をいう。

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 植木中央公園運動施設の指定管理者に係る指定の手続その他の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(提出理由)

植木中央公園運動施設の使用料を定めるとともに、同施設に指定管理者制度を導入するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。